

CrowdBooth 使用許諾特約

この「CrowdBooth 使用許諾特約」（以下「本特約」といいます。）は、下記のクラウドサーカス ソフトウェア共通約款（以下、「本共通約款」といいます。）の特約として、本共通約款とともに、本ソフトウェア（第1条（1）号にて定義されます。）の使用許諾契約（以下「本契約」といいます。）の契約条件を定めることを目的としています。

記

（本共通約款の URL: https://cloudcircus.jp/dcms_media/other/software_common.pdf）

以上

第1条 （定義）

本特約において使用される用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- (1) 「本ソフトウェア」とは、当社が提供するオンライン展示会ソフトウェアの「CrowdBooth」をいいます。
- (2) 「お申込者」とは、当社と本契約を締結して、本ソフトウェアを使用する者をいいます。お申込者は、オンライン展示会の主催者となること及び、自らが出展者となることができます。
- (3) 「出展者」とは、お申込者が主催するオンライン展示会のブースに自社の商品又はサービス等を出展する者をいいます。
- (4) 「ブース」とは、オンライン展示会の出展者が商品及びサービス等のプロモーションを行うことができるオンライン上の空間をいいます。
- (5) 「単独出展プラン」とは、お申込者が、自らを唯一の出展者として、オンライン展示会を開催すること目的としたプランをいいます。単独出展プランのお申込者は、オンライン展示会の第三者の出展者を募って、出展させることはできません。
- (6) 「有償出展者募集プラン」とは、お申込者がオンライン展示会の主催者となり、有償又は無償で第三者の出展者を募って、オンライン展示会を開催することができるプランをいいます。
- (7) 「無償出展者募集プラン」とは、お申込者がオンライン展示会の主催者となり、無償でのみ第三者の出展者を募って、オンライン展示会を開催することができるプランをいいます。疑義を避けるためにあえて付言すると、お申込者が CC に対して支払う無償出展者募集プランの料金は有償となります。
- (8) 「主催者募集プラン」とは、お申込者が第三者であるオンライン展示会の主催者を募って、当該主催者をしてオンライン展示会を主催させることができるものとします。
- (9) 「イベント参加者」とは、お申込者によって開催されるオンライン展示会に参加する者をいいます。
- (10) 「サービス利用約款」とは、本ソフトウェアを用いたオンライン展示会に適用される

CrowdBooth サービス利用約款をいいます。

(URL : <https://crowdb.cloudcircus.jp/userpolicy/>) サービス利用約款は、当社、お申込者、出展者及びイベント参加者に適用されます。

第2条 (約款の遵守)

1. 本共通約款及び本特約は、本ソフトウェアに関するお申込者及び当社間の権利義務を定めることを目的としています。お申込者及び当社は本共通約款及び本特約を遵守するものとします。
2. お申込者及び当社は、サービス利用約款 (URL : <https://crowdb.cloudcircus.jp/userpolicy/>) を遵守するものとします。
3. お申込者は、自身が主催するオンライン展示会に第三者の出展者を募って、商品又はサービスを出展させるときは、当該出展者からサービス利用約款への同意を取得するものとします。
4. 主催者募集プランのお申込者が、自身が募った第三者の主催者をしてオンライン展示会を主催させるときは、当該主催者をして本共通約款、本特約及びサービス利用約款を遵守させるものとします。

第3条 (本ソフトウェアの権限の付与)

1. 当社は、お申込者に対して、本ソフトウェアの主催者権限を付与します。
2. 有償出展者募集プランのお申込者及び無償出展者募集プランのお申込者は、出展者を募集して、本ソフトウェアの出展者権限を出展者に付与することができるものとします。
3. 主催者募集プランのお申込者は、有償出展者募集プランの権限に加えて、自身が募った第三者の主催者に本ソフトウェアの主催者権限を付与することができるものとします。

第4条 (禁止事項)

1. お申込者は、本共通約款第 8 条 (禁止コンテンツ等) 第 1 項各号のいずれか一つ以上に該当するコンテンツを本ソフトウェアに登録することはできないものとし、お申込者は、出展者をして当該禁止コンテンツを本ソフトウェアに登録させることができません。
2. 単独出展プランのお申込者は、有償無償を問わず、第三者にオンライン展示会に出展させることはできません。
3. 無償出展者募集プランのお申込者は、名目の如何にかかわらず、オンライン展示会の出展者又はその他の第三者からオンライン展示会の出展の対価を受領することはできません。
4. 無償出展者募集プランのお申込者が、前項の規定に違反したときは、違約金として有償

出展者募集プランの利用料と無償出展者募集プランの利用料の差額の 3 倍を当社に支払うものとします。

第5条 (マップ及びブースの制作代行)

1. 当社が、お申込者とマップ及びブースの制作代行を含むプランを契約したときは、マップ及びブースを制作して、お申込者と別途合意した期日までに、本ソフトウェアに登録する方法により、引き渡すとともに、お申込者に通知するものとします。
2. お申込者は、前項の通知を受けた日から 3 営業日以内にマップ及びブースを検査して合否を当社に通知するものとします。
3. 当社が制作したマップ及びブースの著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に基づく権利を含む）は当社に留保されます。ただし、お申込者がマップ及びブースの制作のために当社に提出した写真、イラスト、動画、テキストなどの素材の著作物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に基づく権利を含む）は、お申込者又はお申込者に権利を許諾しているものに帰属します。
4. お申込者は、本ソフトウェアを利用してオンライン展示会を開催する目的で、マップ及びブースを利用することができます。
5. お申込者は、マップ及びブースの制作費を当社の指定する日までに指定する方法で当社に支払うものとします。

第6条 (免責)

本ソフトウェアは、オンライン展示会の出展者及びイベント参加者を確保するのに役立ちますが、出展者及びイベント参加者を確実に集客できることまでを保証するものではありません。

以上

2022 年 11 月 21 日制定

2023 年 1 月 5 日改訂

別紙

| 第1条（定義）で規定されるプランの種別 | プラン名 |
|---------------------|--------------------|
| 単独出展プラン | Solo プラン |
| 有償出展者募集プラン | Standard プラン |
| 無償出展者募集プラン | Light プラン、Spot プラン |
| 主催者募集プラン | Eventer プラン |